

第12章 証券会社等の監督をめぐる動き

第1節 証券会社関係

事務ガイドライン改正の主な状況

1. 個人向け社債等に関する説明義務について（資料12-1-1参照）

個人投資家向けの有価証券の募集の取扱いや売出しを行う場合におけるルール整備について、平成15年4月22日、証券取引等監視委員会より建議が行われたことを受け、証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部改正を行うこととし、同府令第10条に、証券取引法第43条第2号に規定する「業務の状況が公益に反し、又は投資家保護に支障を生ずるおそれがあるもの」として、「募集又は売出し等により債券を取得させ又は売付けようとする際に、募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」が追加された。

この府令改正に併せ、15年7月11日、当該府令の規定に基づく説明が行われていない場合に該当する具体的ケースについて、事務ガイドライン3-4に下記の事項を主な内容とする規定を追加した。

個人向けに取得させ又は売付けようとする際に説明を行うことが必要となる「債券」の範囲

説明を行う必要がある場合であるか否かを判断する基準

説明を行う必要がある場合に、顧客に対して伝えるべき事象

2. 売買管理体制、顧客管理体制の適正性の確保について（資料12-1-2参照）

インターネットによる証券取引について、作為的相場形成となる注文や、仮名・借名による注文等、違法又は不適切な顧客注文を排除するための適正な売買管理体制、顧客管理体制を証券会社に構築させるための適切な措置を講ずる必要があるとの建議が、平成15年6月30日、証券取引等監視委員会から金融庁に対して行われた。

この建議を受け、証券会社における売買管理体制、顧客管理体制の適正性を確保する観点から、証券会社の行為規制等に関する内閣府令等が改正された。

この府令改正に併せ、15年9月12日、事務ガイドライン3-11等に下記の事項を主な内容とする規定を追加した。

証券会社等における売買管理構築にあたって留意すべき事項

本人確認の徹底の観点から、証券会社等における顧客管理にあたって留意すべき事項

個人顧客が空売りの価格制限を潜脱する目的を持ったと認められる短時間に連続して行う信用新規売り注文については、空売り府令の価格制限の適用除外となる取引に該当しない等、空売り規制の趣旨の周知を図ること

3. 証券会社によるいわゆる「外国為替証拠金取引」の取扱いについて（資料 12 - 1 - 3 参照）

いわゆる「外国為替証拠金取引」について、外国為替取引の自由化以降、主に個人投資家を対象として、証券会社、商品先物取引会社及び専業業者等を中心に参入業者数及び取扱高ともに増加してきた中で、業者と顧客との間におけるトラブルも急増しているといった状況を踏まえ、当該取引の取扱高において一定の規模を占めている証券会社について、投資家に対する勧誘や契約の締結及び履行等に関して一定のルールを示すこととした。

これを受け平成 15 年 12 月 2 日、いわゆる「外国為替証拠金取引」に関して、投資家保護と取引の公正性確保を実現するため、証券会社が当該商品を取り扱う際のルールとして、顧客勧誘方針の策定及び公表、顧客に対するリスク説明、カバー取引の速やかな実行、並びに反対売買に関する注文の迅速な履行といった事項を内容とする規定を事務ガイドライン 3 - 2 に追加した。

4. 証券仲介業者等の監督にかかる留意事項等について（資料 12 - 1 - 4 参照）

平成 15 年 5 月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律（15 年法律第 54 号）」に盛り込まれた項目の施行（16 年 4 月 1 日）に伴い、改正が必要となった事項につき、16 年 1 月 30 日、事務ガイドラインを改正した。主な改正内容は以下のとおり。

（1）証券仲介業者の監督等について

証券仲介業制度が創設されたことに伴い、証券仲介業者の監督等に関する項目を新設し、登録申請の審査、行為規制の適用等について留意すべき事項を追加した。具体的には以下のような事項にかかる規定を盛り込んだ。

証券仲介業者の登録申請の審査にあたって確認すべき事項（組織、人的構成など）

各種行為規制等に関する考え方

証券仲介業者の従業員等のうち、外務員登録が必要となる者の範囲

なお、証券仲介業者についても、禁止行為や業務の状況に係る規制など、証券会社と基本的に同様の規制が課されていることから、多くの項目について、証券会社に関する規定に準じて取り扱うこととした。

また、証券会社の行為規制等に関する内閣府令で定められた、証券会社が証券仲介業者に業務の委託を行う際の行為規制等について留意すべき事項を追加した。具体的には以下のような事項を盛り込んだ。

証券会社等が証券仲介業者に業務の委託を行う際に、証券仲介業者に対して顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底を求めること

証券会社等が、業務の委託を行った証券仲介業者の投資勧誘実態を把握したうえで、必要があればその適正化を求めること

証券会社等が、業務の委託を行った証券仲介業者に対して、研修等を

通じて法令遵守意識の徹底を図ること

証券会社等が証券仲介業者に業務の委託を行う際の、投資信託の乗換勧誘にかかる説明や、個人向け社債にかかる説明に関する責任の振り分け

(2) 証券会社の主要株主規制について

証券会社の主要株主制度が創設されたことに伴い、各財務局が証券会社の主要株主からの議決権保有に係る届出を受理した際に、当該証券会社を監督する財務局長等へ届出書を送付するなど、事務処理について留意すべき事項を追加した。

5. 国債の入札前取引について(資料12-1-4参照)

国債の入札前取引が新たに開始されることなどに伴い、平成16年1月30日、証券会社等が国債の入札前取引を行った場合に留意すべき事項につき、事務ガイドライン3-4等に規定を追加した。

具体的には、約定時点では確定しない項目(銘柄、単価、利率等)について、入札が実施され取引条件が確定した後に、顧客に対し、当該取引条件を通知することなどを定めた。

6. 市場誘導業務について(資料12-1-5参照)

金融審議会金融分科会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」(平成15年12月24日)において、銀行等が、貸出先企業に対し市場調達や株式公開に向けたアドバイスを行う、或いは公開可能な貸出先企業を引受証券会社に紹介する市場誘導業務を通じ、銀行と証券会社との連携促進を図ることに関する記述が盛り込まれたことを踏まえ、16年3月26日、銀行等が市場誘導業務を行うことが証券取引法第65条に抵触しないことを明確化するため、事務ガイドライン7-2の規定を改正した。

7. 関係外国証券業者との一任勘定契約の締結について(資料12-1-6参照)

証券会社が有価証券の売買取引などの受託について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格について定めることができることを内容とするいわゆる取引一任勘定取引については、損失補てんの温床になること等から、一部の適用除外を除いて原則として禁止されているが、こうしたなか、規制改革推進3ヶ年計画において、外国証券会社の親企業等からの注文に係る取引一任勘定取引の禁止の適用除外の範囲のあり方について、立法趣旨を踏まえつつ検討するとされたことを受け、検討を行ってきた結果、グループ全体のグローバル・リスク管理の必要性を踏まえ、関係外国証券業者が行う自己取引に限り、数及び価格だけでなく、売買の別、銘柄についても証券会社が定めることができることを内容とする契約(取引一任契約)の締結を認めることとする内閣府令の改正が行われた。

この取引一任契約に係る取引が、形式的には委託取引となるものの、同一グル

ープ内の会社の計算で行う取引であり、かつ、その取引の全ての要素を当該証券会社が定めることから、その経済実態は限りなく自己取引に類似することとなり、取引一任契約に基づく取引が委託注文部門で執行されると、他の委託注文の利益を損なうおそれがあるものであること等を踏まえ、この内閣府令の改正に併せ、当該契約を締結する際の留意事項として、以下の事項を主な内容とする規定を事務ガイドライン3 - 4等に追加した。

取引一任契約を締結する際に求められる適切な内部管理体制として、当該契約に係る取引を行う部門とその他の委託取引を行う部門とを明確に分離すること

法定帳簿の作成においても、取引一任契約に係る取引であることが判別可能な方法で処理することを求めること

証券会社に対するオフサイト・モニタリングの概要

1. オフサイト・モニタリングの充実

証券会社の健全性にかかる総合的かつ継続的なモニタリングを行うことを通じて、証券会社自身によるリスク管理の強化を促すとともに、あわせて各社の事務コストを軽減する観点から、徴求データの電子化及びコンピュータシステムを活用した新たな分析手法を導入している。

2. オフサイト・モニタリングの展開

平成14年3月29日証券取引法第59条第1項等に基づき、すべての証券会社に対して報告を求めており、これらのデータをもとにした各社との対話を通じ、本来のリスク管理のあり方等について検討を行い、必要に応じ将来の自己資本規制等のルールの見直しにつなげていくこととする。

なお、報告項目は次のとおりである。

- 自己資本規制比率の状況
- 業務、経理の状況
- 顧客資産の分別保管の状況
- 市場リスク
- 取引先リスク
- オペレーショナルリスク
- 流動性リスク

証券会社等の概況

1. 証券会社の数の推移（資料12 - 1 - 7参照）

（1）国内証券会社

国内証券会社は、平成15年7月以降、他業態による証券会社の設立など新規参入が行われており、6社が新規に登録を受けている。

一方、証券業界からの退出は廃業5社、合併2社、営業譲渡等5社の計12社である。

この結果、16年6月末現在における国内証券会社数は225社となっている。

また、この中には金融システム改革以降、最近の規制緩和等を踏まえ、投資信託など特定の商品の販売に重点を置いたり、インターネット証券取引など特定業務に特化するなど、様々な特色のある証券会社が見られる。

16年6月末現在の国内証券会社一覧は資料12-1-8参照

新規参入証券会社

証券会社名	登録年月日
岡三証券分割準備	15.7.9
ユニオンセイビング証券	15.10.27
インテグレイティド・ファイナンス証券	15.10.28
MMG証券	15.11.7
アーツ証券	15.12.26
IPO証券	16.3.23

廃業を行った証券会社

証券会社名	廃業年月日
日本ティー・ピー・ピー証券	15.7.30
PRS証券	15.8.22
インベスコ証券	15.9.30
エムティーエスジャパン証券	15.11.15
野村ファンドネット証券	15.12.12

合併した証券会社

合併証券会社名	新証券会社名	合併日
ワールド日栄証券(存続会社) - ソバノカフコ証券	ワールド日栄フロンティア証券	16.2.2
SMB Cフレンド証券(存続会社) - 泉証券	SMB Cフレンド証券	16.4.1

営業譲渡により消滅した証券会社

消滅国内証券会社	譲渡先証券会社	譲渡日
丸宏大華証券	日本アジア証券	15.7.22
大宝証券	沖縄証券	15.10.1
よこはま証券	日本協栄証券	16.1.31
農中証券	みずほ証券	16.3.15

分割により営業の全部を承継させた証券会社

承継させた国内証券会社	承継した証券会社	分割日
岡三証券	岡三証券分割準備 (現 岡三証券)	15.10.1

(2) 外国証券会社

外国証券会社は、15年6月末44社であったが15年7月以降、1社が新規に登録を受けている。

また、15年7月以降、本国の経営戦略の見直し等による廃業により5社が撤退等したことから、16年6月末現在における外国証券会社数は40社となっている。

16年6月末現在の外国証券会社一覧は資料12-1-9参照

新規参入外国証券会社

外国証券会社名	登録年月日
ティーディーセキュリティーズ(ジャパン)インク	15.8.29

日本より撤退した外国証券会社

外国証券会社名	廃業年月日
バンカ・ディンテルメディアツィオネ・モビリアーレ・イミ・エス・ピー・エイ	15.8.19
チュールヒ・キャピタルマーケット・ジャパン・リミテッド	15.8.31
ティーディー・セキュリティーズ・インク(証券)	15.11.1
日興シティグループ・リミテッド	15.12.31
クレスバール・インターナショナル・リミテッド(証券会社)	16.1.20

2. 証券仲介業制度の導入(資料12-1-10参照)

平成16年4月1日より証券仲介業制度が施行され、様々な業態からの参入により16年6月末現在における証券仲介業者数は31者となっている。

また、投資家に対して、証券仲介業者を通じ有価証券の取引を行う際には、その仲介業者が法令に基づいた登録を受けた業者であるかどうか確認することを注意喚起している。

16年6月末現在の証券仲介業者一覧は資料12-1-11参照

3. 国内証券会社の平成15年度決算概要(資料12-1-12、資料12-1-13参照)

(1) 経常損益

平成 15 年度における東京証券取引所(第一部)の一日平均売買金額が 1 兆円を超えるなど株式市況が活況を呈したことから、営業収益については、委託手数料の大幅な増加(前期比 86%増)や、債券取引が堅調に推移したことによるトレーディング損益の大幅な増加(前期比 60%増)等により、国内証券会社 225 社の合計で 2 兆 4,024 億円(前期比 48%増)となった。

一方、販売費・一般管理費については、若干増加し 1 兆 6,299 億円(前期比 9%増)となった。

この結果、経常損益は、6,692 億円(前期比 942%増)の利益計上となり、前期と比較して大幅に増加した。

(2) 当期純損益

株式市況の活況を受けて投資有価証券評価減が減少したことから特別損失が 560 億円(前期 1,422 億円)の計上に収まり、当期純損益については、4,330 億円(前期 1,622 億円の損失)と 3 期ぶりの利益計上となった。

証券会社等に対する行政処分

証券会社等に対する行政処分については、証券取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきているところである。

平成 15 年 7 月以降の証券会社に対する行政処分の状況については、検査局及び証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、15 社(国内証券会社 11 社、外国証券会社 4 社)に対し 16 回の行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、実勢を反映しない作為的相場形成、特別な利益提供を約した勧誘、本人確認法違反、等となっている。

証券取引所に対する行政処分については、大阪証券取引所に対して業務停止命令及び業務改善命令を、東京証券取引所に対して業務改善命令を行っている。

顧客資産の分別保管の徹底及び投資者保護基金について

1. 顧客資産の分別保管の徹底(資料 12 - 1 - 14 参照)

金融システム改革に伴う証券取引法の改正(平成 10 年 12 月 1 日施行)においては、証券会社の業務を自由化する一方、投資者保護の観点から、証券会社における顧客資産の分別保管(預託有価証券の分別保管及び顧客預り金等の信託)義務を法律上明確化した(証券取引法第 47 条)。

さらに、13 年 4 月から、投資者保護基金による顧客一人当たりの補償限度額が 1,000 万円となったことを踏まえ、当局としても、顧客資産の分別保管のさらなる徹底を図ってきたところである。また、日本証券業協会は、顧客資産の保護の重要性に鑑み、13 年 11 月の理事会において、顧客資産の分別保管に関する定期的な外部監査の実施と分別保管の実効性の確保に関する措置について決議してお

り、会員証券会社は、15年3月期より、顧客資産のない会員を除いた248社が外部監査をおこなっている。

2. 投資者保護基金について（資料12-1-15参照）

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（平成10年12月1日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社に投資者保護基金への加入を義務づけた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社を中心とする日本投資者保護基金と外資系証券会社を中心とする証券投資者保護基金が存在していたが、14年7月1日に統合し一本化している。

証券アナリストの信頼性の向上に向けた取組み（資料12-1-16参照）

平成15年9月25日にIOSCOが公表した「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」や、15年12月16日に証券取引等監視委員会がアナリスト・レポート及びアナリストに対する適切な管理体制の構築に関する建議を行ったことを受け、取引の公正確保のための施策の必要性から、日本証券業協会に対し、証券アナリストに関する自主ルールの所要の見直しを行うよう要請した。これを受け日本証券業協会では、同協会の証券アナリストに関する自主ルールである「アナリスト・レポートの取扱い等について」を改正した。

主な改正内容は以下のとおりである。

（1）役員となっている会社のアナリスト・レポートの執筆禁止

アナリストが役員となっている会社のアナリスト・レポートをアナリスト自らが執筆することを禁止する

（2）外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートの使用

ア．契約等に基づき外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストとアナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反関係を明示する措置を講じなければならない

イ．外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートを使用する場合には、会員がアナリスト・レポート作成につき対価を支払っている若しくは支払う約束をしているとき、また、会員が対象会社を指定してレポート作成の依頼をしたときは、その旨を顧客に通知又はレポートに表示しなければならない

（3）アナリストの引受部門及び投資銀行部門の業務への関与の禁止

アナリストが、引受部門又は投資銀行部門の業務に関して行う企業等への提案活動や、企業等又は当該役員が行う投資家への説明会等への関与を禁止

する

(4) アナリスト等の証券取引への対応

アナリストが担当する会社の有価証券の売買・保有等を原則禁止する

第2節 投信・投資顧問

事務ガイドライン改正の主な状況

平成15年5月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律(15年法律第54号)」に盛り込まれた項目の施行に伴い、改正が必要になった事項につき、16年3月24日、事務ガイドラインを改正した。具体的には以下のとおり。

(1) 投資信託委託業者の監督関係

投信法及び同法施行規則の改正に伴い、以下の規定等を改正した。

承認の対象となる兼業業務の範囲の拡大

公衆縦覧するための営業報告書の作成に係る規定を改正

(2) 証券投資顧問業者の監督関係

投資顧問業法及び同法施行規則の改正により、ラップ口座の促進のための制度整備や信託銀行が投資一任業務を行うことができる制度整備等が行われたことに伴い、以下の規定等を改正した。

証券会社が投資一任業務を兼業する場合における認可審査基準に係る規定を改正

信託銀行が行う投資一任業務の認可申請手続きのための規定を追加

証券業又は信託業務を営む認可投資顧問業者が顧客に交付する運用報告書の記載事項に係る規定を追加

認可投資顧問業者の主要株主の届出に関する取扱いについて規定を追加

承認の対象となる兼業業務の範囲の拡大

不動産投信参入の現状

平成12年11月30日の投信法改正により、不動産を含めた幅広い資産に投資することが可能となったが、これを受け、主として不動産や不動産関連商品を投資対象とする投資信託委託業者は17社となった。

また、これらの社が運用を行う登録投資法人は16法人となった。

説明責任の充実・強化

平成14年8月6日発表の証券市場の改革促進プログラムを踏まえ、運用結果の

顧客への説明責任の徹底等について投資信託協会に検討を要請した。これを受けて投資信託協会では14年12月25日に「国民に信頼される投資信託に向けての取り組みについて」を公表し、運用の目標となる指標と実際の運用結果の乖離をグラフ等を用いてわかりやすく説明することや運用状況に関する問い合わせ先の名称、電話番号の記載を行うこと等について協会ルールで義務付け、運用報告書の充実を図ることとした。

また、営業報告書において運用方針の決定の過程や運用体制の管理の状況等について添付書類として提出することが義務付けられ、さらに公衆縦覧に供する等の内閣府令等の改正を行った。

投資信託委託業者等の概況

1. 投資信託委託業者等の推移

(1) 投資信託委託業者数（資料12-2-1参照）

投資信託委託業者数については、免許制から認可制への移行に伴い、認可基準の見直し・投資対象の拡大や不動産、商社等新規分野からの参入はあるものの、この1年（平成15年7月から16年6月）については横ばいで推移している。

この1年、4社に対して認可を行い、一方で委託業者の合併・廃業等（廃止3社、営業譲渡1社）により4社の減少となった。

この結果、16年6月末現在の投資信託委託業者数は88社（証券系6社、銀・生損保系24社、外資系34社、不動産系8社、その他系10社、独立系6社）となった。

16年6月末現在の投資信託委託業者数一覧は資料12-2-2参照

新規参入投資信託委託業者

投資信託委託業者名	認可年月日
野村不動産投信(株)	平成15年7月23日
住友不動産投資顧問(株)	平成15年11月17日
フロンティア・リート・マネジメント(株)	平成16年4月26日
(株)福岡リアルティ	平成16年6月25日

営業譲渡により消滅した投資信託委託業者

消滅投資信託委託業者	譲渡先投資信託委託業者	譲渡年月日
クレディ・リネ・アセット・マネジメント投信(株)	クレディ・アグリコル・アセット・マネジメント(株)	平成16年4月26日

投資信託委託業又は投資法人資産運用業を廃止した投資信託委託業者

投資信託委託業者名	廃業・解散年月日
ロスチャイルド投信投資顧問(株)	平成15年11月4日

オリックス投信投資顧問(株)	平成 16 年 4 月 8 日
ジーイー・アセットマネジメント(株)	平成 16 年 6 月 28 日

(2) 投資顧問業者数 (資料 12 - 2 - 3 参照)

投資顧問業者の登録数

15 年 4 月から 16 年 3 月末までに 84 者の登録が行われる一方で、64 者が廃業等により登録抹消された。

この結果、16 年 3 月末現在の登録業者数は 634 者となった。

投資一任業者数

15 年 4 月から 16 年 3 月末までに 9 社に認可が行われる一方で、11 社が投資一任業務を廃止 (合併によるものを含む) した。

この結果、16 年 3 月末現在の投資一任業者数は 131 社となった。

新規参入投資一任業者

投資一任業者名	認可年月日
ノザン・トラスト・グローバル・インベストメント(株)	平成 15 年 4 月 4 日
H C アセットマネジメント(株)	平成 15 年 4 月 10 日
アストマックス・アセット・マネジメント(株)	平成 15 年 5 月 23 日
安田投信投資顧問(株)	平成 15 年 7 月 23 日
日興コーディアル・アドバイザーズ(株)	平成 15 年 11 月 10 日
ニコラス・エドワーズ・インベストメント(株)	平成 15 年 12 月 3 日
ムーンライトキャピタル(株)	平成 15 年 12 月 3 日
C M T A s i a , I n c .	平成 15 年 12 月 16 日
アラディン・キャピタル投資顧問株式会社	平成 16 年 2 月 13 日

投資一任業務を廃止した投資一任業者

投資一任業者名	抹消年月日
プライベート投資顧問(株)	平成 15 年 4 月 2 日
アサ・インベスト・マネジャーズ 東京リミテッド	平成 15 年 4 月 7 日
藍澤投資顧問(株)	平成 15 年 4 月 24 日
モリファンク・マネジメント・ジャパン株式会社	平成 15 年 5 月 9 日
ひまわり投資顧問(株)	平成 15 年 6 月 27 日
安田投資顧問(株)	平成 15 年 9 月 26 日
フィデュシャリー・トラスト・インターナショナル投資顧問株式会社	平成 15 年 10 月 24 日
ロスチャイルド投信投資顧問(株)	平成 15 年 12 月 5 日
アメリカン・インベスト・インターナショナル・ジャパン投資顧問(株)	平成 15 年 12 月 26 日
シリア・ティ・アット・デ・アセットマネジメント(株)	平成 16 年 3 月 8 日
コルビア・マネジメント・グループ・ジャパン(株)	平成 16 年 3 月 12 日

2. 運用資産の推移

(1) 投資信託(資料12-2-4参照)

投資信託については、純資産残高は平成16年4月末で公募投信392,859億円、私募投信119,455億円となっている。

(2) 投資一任契約(資料12-2-5参照)

投資一任契約については、契約資産残高は15年12月末で600,430億円と過去最高となった。